

## 1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害

- ・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲

平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害

- ・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

令和2年7月 豪雨災害

- ・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



## 2 法令の概要

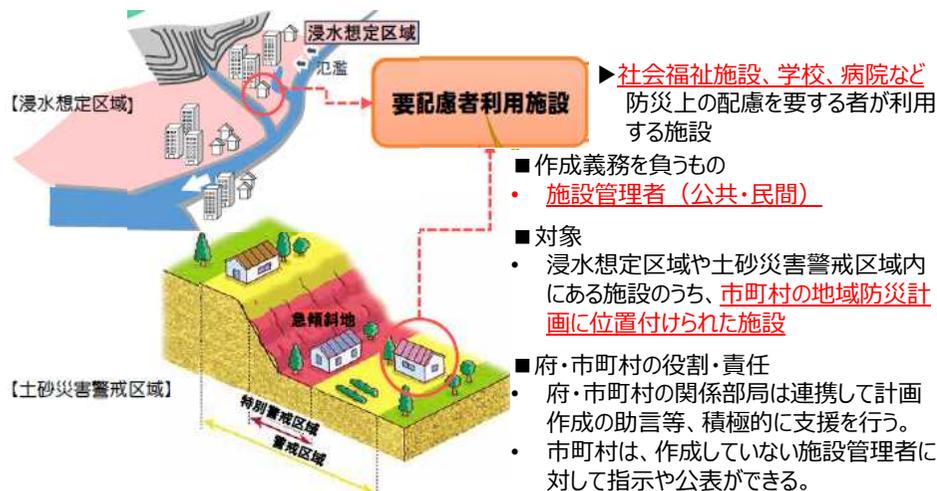
■「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正

⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

■「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正

⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化

⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



## 3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和5年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	11,326		4,458		376		16,160	
作成・実施済み	10,895	1,092	4,177	165	356	98	15,428	1,355
作成・実施率	96%	10%	94%	4%	95%	26%	<b>95%</b>	<b>8%</b>

【参考】計画作成率の全国平均（令和5年9月末時点）：水防法（洪水）：87%、土砂法：89%

※対象施設数は、令和5年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

## 4 今後の展開

■避難確保計画作成の推進

- ・計画未作成の施設や新たに対象となる施設に対して計画作成を促進  
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ

- ・地域防災計画への位置付けができていない市町村においては速やかに位置付け

■避難訓練の実施促進

- ・訓練実施、訓練結果報告について、施設への依頼文書等の発出
- ・施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

《参考》

国土交通省のHP

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

計画作成の手引き、様式、チェックリストのほか、取組みの事例集や避難確保に関するeラーニング教材等、様々な資料を掲載

水防法及び土砂法に基づく避難確保計画作成・避難訓練実施状況 (確定)

令和5年9月末時点

市町村別	対象施設数※	計画作成済み	未作成施設	作成率	地域別	水防法(洪水浸水想定区域)						水防法(高潮浸水想定区域)						土砂法(土砂災害警戒区域)								
						対象施設数※	避難確保計画			避難訓練(R5.4.1~R5.9.30)			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練			対象施設数※	避難確保計画			避難訓練		
							計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率			計画作成済み	作成率		訓練実施済み	実施率	
								市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別			市町村別	地域別		市町村別	地域別
<b>全体(大阪府)</b>	<b>16,160</b>	<b>15,428</b>	<b>732</b>	<b>95.5%</b>		<b>11,326</b>	<b>10,895</b>	<b>96%</b>	<b>1,092</b>	<b>10%</b>	<b>4,458</b>	<b>4,177</b>	<b>94%</b>	<b>165</b>	<b>4%</b>	<b>376</b>	<b>356</b>	<b>95%</b>	<b>98</b>	<b>26%</b>						
大阪市	9,173	9,173	0	100.0%	100.0%	5,474	5,474	100%	100%	133	2%	2%	3,699	3,699	100%	100%	64	2%	2%							
能勢町	12	12	0	100.0%		1	1	100%		1	100%					11	11	100%	0	0%						
豊能町	4	4	0	100.0%		0	0	-		0	-					4	4	100%	1	25%						
池田市	97	97	0	100.0%	97.7%	78	78	100%	99%	66	85%	59%			100%		47%	19	19	100%	81%	19	100%	39%		
箕面市	26	13	13	50.0%		5	3	60%		0	0%					21	10	48%	0	0%						
豊中市	434	434	0	100.0%		240	240	100%		124	52%		190	190	100%		90	47%	4	4	100%	0	0%	3	75%	
茨木市	345	345	0	100.0%		341	341	100%		158	46%					4	4	100%	2	50%						
高槻市	429	429	0	100.0%		409	409	100%		18	4%					20	20	100%	1	5%						
島本町	36	36	0	100.0%	99.2%	27	27	100%	99%	3	11%	17%			-	9	9	100%	0	0%	100%	0	0%	9%		
吹田市	226	217	9	96.0%		225	216	96%		0	0%		0	0	-	1	1	100%	0	0%						
摂津市	75	75	0	100.0%		75	75	100%		3	4%															
枚方市	409	382	27	93.4%		383	357	93%		0	0%					26	25	96%	0	0%						
交野市	51	50	1	98.0%		27	26	96%		1	4%					24	24	100%	1	4%						
寝屋川市	343	270	73	78.7%		342	269	79%		217	63%					1	1	100%	0	0%						
守口市	294	294	0	100.0%	93.2%	294	294	100%	93%	21	7%	17%									97%			8%		
門真市	348	348	0	100.0%		348	348	100%		7	2%															
四條畷市	81	74	7	91.4%		76	70	92%		19	25%					5	4	80%	4	80%						
大東市	103	101	2	98.1%		95	93	98%		8	8%					8	8	100%	0	0%						
東大阪市	1,234	1,175	59	95.2%		1,137	1,085	95%		135	12%					97	90	93%	47	48%						
八尾市	524	524	0	100.0%	96.8%	501	501	100%	97%	85	17%	13%				23	23	100%	5	22%	95%	5	22%	37%		
柏原市	101	101	0	100.0%		79	79	100%		0	0%					22	22	100%	0	0%						
松原市	106	106	0	100.0%		106	106	100%		26	25%															
羽曳野市	76	72	4	94.7%		76	72	95%		40	53%					0	0	-	0	-						
藤井寺市	52	52	0	100.0%		52	52	100%		13	25%															
太子町	4	4	0	100.0%		0	0	-		0	-					4	4	100%	0	0%						
河南町	2	1	1	50.0%	98.3%	2	1	50%	98%	1	50%	27%				0	0	-	0	-	100%	0	-	16%		
千早赤阪村	0	0	0	-		0	0	-		0	-					0	0	-	0	-						
富田林市	9	9	0	100.0%		1	1	100%		1	100%					8	8	100%	8	100%						
大阪狭山市	9	9	0	100.0%		8	8	100%		0	0%					1	1	100%	0	0%						
河内長野市	88	87	1	98.9%		51	50	98%		0	0%					37	37	100%	0	0%						
堺市	712	479	233	67.3%		394	323	82%		8	2%		309	147	48%		7	2%	9	9	100%	0	0%			
和泉市	85	59	26	69.4%		83	57	69%		0	0%		2	2	100%		0	0%	0	0	-	0	-			
高石市	114	114	0	100.0%	59.4%	57	57	100%	68%	0	0%	1%	57	57	100%	45%	0	0%	0	0%	1%			0%		
泉大津市	283	32	251	11.3%		178	32	18%		0	0%		105	0	0%		0	0%								
忠岡町	61	61	0	100.0%		52	52	100%		0	0%		9	9	100%		0	0%								
岸和田市	21	21	0	100.0%		19	19	100%		2	11%		0	0	-		0	-	2	2	100%	0	0%			
貝塚市	34	34	0	100.0%		12	12	100%		2	17%		19	19	100%		4	21%	3	3	100%	2	67%			
熊取町	0	0	0	-		0	0	-		0	-					0	0	-	0	-						
泉佐野市	38	38	0	100.0%	88.3%	15	15	100%	90%	0	0%	4%	16	16	100%	84%	0	0%	7	7	100%	100%	5	71%	39%	
田尻町	19	19	0	100.0%		10	10	100%		0	0%		9	9	100%		0	0%								
泉南市	74	55	19	74.3%		42	32	76%		0	0%		30	21	70%		0	0%	2	2	100%	0	0%			
阪南市	28	22	6	78.6%		11	10	91%		0	0%		13	8	62%		0	0%	4	4	100%	0	0%			
岬町	0	0	0	-		0	0	-		0	-		0	0	-		0	-	0	0	-	0	-			

※対象施設数は、令和5年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

国水環防第29号  
国水砂第515号  
令和4年3月28日

各都道府県 水防主管部長 殿  
砂防主管部長 殿  
津波主管部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長  
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長  
(公 印 省 略 )

要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成等が義務付けられています。

令和2年には、水防法、土砂災害防止法、津波法に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、洪水、内水、高潮、土砂災害、津波の災害別に分かれていた手引きを統合して、「避難確保計画作成の手引き」（令和2年6月2日付け国水環防第8号、国水地第1号）を改定し、管内市町村への周知や活用をお願いしたところです。

その後、令和2年7月豪雨において、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で14名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、厚生労働省と共同で、有識者による「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を設置し、避難の実効性を確保する方策についてとりまとめました。また、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正水防法や改正土砂災害防止法が令和3年7月に施行されました。

こうした状況を踏まえ、令和3年12月に、「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」を設置し、「避難確保計画作成の手引き」の改定や施設職員向けの教材について検討を行い、避難確保計画作成に係る留意事項として、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容を加えて、同手引き

を「**要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き**（以下「本手引き」という。）」**として令和4年3月に改定**しました。また、**施設職員等の防災学習等に活用していた****ためのeラーニング教材**（以下「本教材」という。）**を作成**しました。ついては、本手引きや本教材を活用し、施設管理者等が避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組を促進していただきますよう貴管内市町村に周知お願いいたします。

なお、「令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて」（令和3年12月27日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）及び「防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集」（令和4年3月23日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）において、令和5年度以降の防災安全交付金の重点配分における避難確保計画の取扱い等が示されておりますのでご留意ください。

**【問い合わせ先】**

○国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室  
課長補佐 三村（内線 35439）  
津波水防係長 太田（内線 35457）  
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603  
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室  
企画専門官 松本（内線 36152）  
地震対策係長 今野（内線 36154）  
TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

**令和3年度末に全ての市町村さんへ本通知と手引き等を送付しておりますが、再度送付を希望される市町村さんがおられましたら、以下までご連絡ください。**

**事業調整室都市防災課 有田、織田、谷口  
電話：06-6944-9268**